第２章　環境の現状と課題

１．環境を取り巻く動向 ４

２．地域概況 ９

３．第２次玉名市環境基本計画の取組成果と課題 １８

第２章　環境の現状と課題

1　環境を取り巻く動向

（1）世界の動向

①　「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」の採択

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダにおいて、全世界で経済・社会・環境のバランスが取れた社会を目指すための行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

SDGs は、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が平成 28（2016）年から令和 12（2030）年に取り組む国際目標であり、17 のゴール（令和 12（2030）年におけるあるべき姿）と 169 のターゲット（達成すべき具体的目標）が設定されました。また、17 のゴール及び 169 のターゲットは相互に関係しており、1 つの行動によって複数の課題の解決を目指すという特徴を持っています。

本市も、総合計画において、基本目標ごとに SDGs の目標（ゴール）を関連づけ、計画の推進を通じて、SDGs の目標（ゴール）に向けて取組を行っています。

出典：国際連合広報センター

図 2-1　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の 17 のゴール

② 「パリ協定」の採択

平成 27（2015）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが世界共通の長期目標として掲げられました。

（2）国の動向

① 「第５次環境基本計画」の策定

平成 30（2018）年に閣議決定された「第５次環境基本計画」では、SDGs の考え方を活用しながら、環境政策による経済・社会的課題の同時解決の実現を目指しています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。また、重点戦略には、気候変動対策や低炭素社会の実現に関する内容が含まれているとともに、「食品ロスの削減」、「マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進」などの環境課題への取組が示されています。

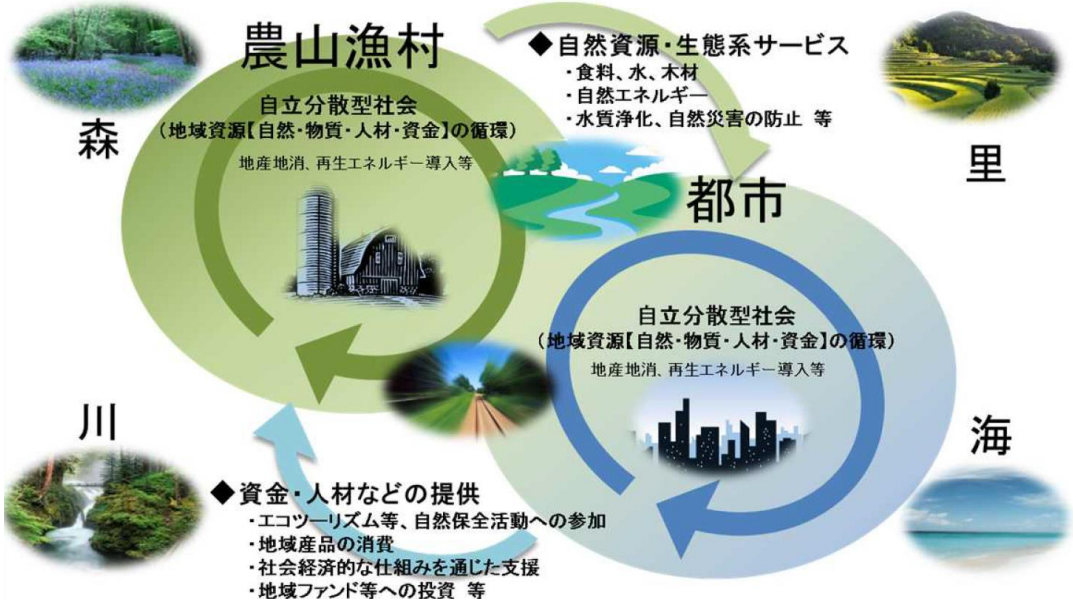

出典：「第５次環境基本計画の概要」（環境省）

図 2-2　第５次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方

②　「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けた地球温暖化対策の推進

国は、令和 2（2020）年に「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」とすること、令和 3（2021）年には「2030 年の削減目標を 2013 年度から 46%削減することとし、さらに 50%の高みに向けて、挑戦を続けていくこと」を宣言しました。その後、同年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が成立し、自治体への再生可能エネルギーの導入目標の設定が努力義務となり、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組が求められています。さらに、同年 10 月には「地球温暖化対策計画」の改訂が閣議決定され、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策が記載されました。

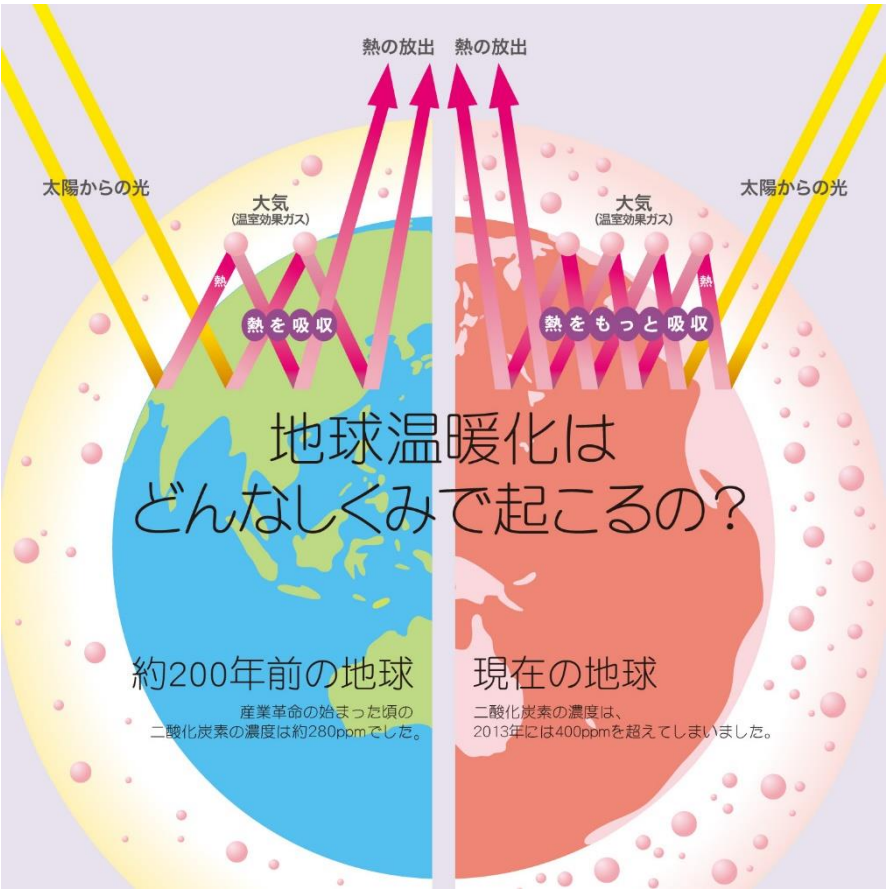

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（https://www.jccca.org/）

図 2-3　温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

③　気候変動適応策の推進

地球温暖化及びその他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動適応を推進することを目的として、平成 30（2018）年に「気候変動適応法」が施行され、同年に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。その後、令和 3（2021）年に計画が変更され、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が示されています。地方公共団体に対しては、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動への適応策が求められています。

④ 生物多様性の保全

平成 22（2010）年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において愛知目標が採択されました。愛知目標は、令和 2（2020）年を達成年とし、20 の目標が掲げられていましたが、令和 2（2020）年時点で目標は達成されておらず、達成できた要素は全体の約 1 割と報告されています。

令和 4（2022）年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において希少な動植物の保全に向けた新しい国際目標が採択されました。新しい目標は、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が柱となっています。さらに、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し 2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指すため、令和 5（2023）年に生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定されています。

⑤ 循環型社会の形成及び食品ロス・プラスチックごみ問題への取り組み

平成 30（2018）年に「第４次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方を活用し、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

食品ロスの削減に向けて、令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2（2020）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、国は、令和 3（2021）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるとしています。

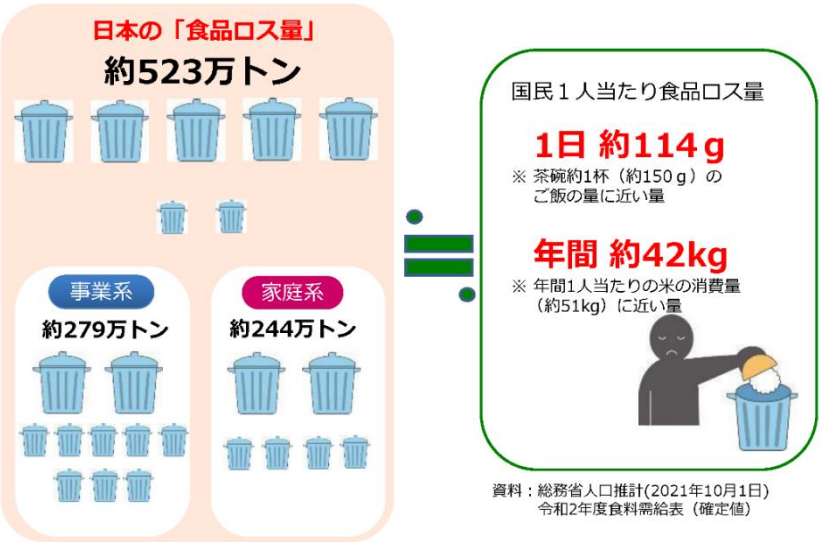

出典：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（農林水産省 Web サイト）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-73.html

図 2-4　日本の食品ロスの状況（令和３年度）

（3）熊本県の動向

① 新しい社会に向けた動きを踏まえた環境施策の推進

熊本県では、「第４次熊本県環境基本指針（令和 3～12 年度）」により 10 年間の施策の方向を示しており、「ゼロカーボン」の実現を基盤とする「環境立県くまもと」を掲げ、「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全・快適な生活環境」に加え「様々なリスクに備えた社会」を実現することで、熊本の豊かな自然環境や生活環境、地域社会を持続可能なものとして将来に継承することを目指しています。

この指針の中で、市町村の役割として、地域住民に最も身近な行政主体として、住民参加型の施策を積極的に推進するなど、地域住民、団体、事業者の様々な環境保全活動を促進することや、地域資源を活用した地域循環共生圏の構築や大規模災害などの様々なリスクへの対応、環境保全行動を率先して実行することなどが示されています。

また、指針に基づく「第６次熊本県環境基本計画（令和 3～7 年度）」により具体的な施策の方向性、数値目標を掲げています。取組の推進に当たっては、SDGs や地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決、あらゆる主体におけるパラダイムシフト（これまでの考え方・行動等を大きく転換・変革する）が必要と示されています。

② 地球温暖化の緩和策及び気候変動への適応策の推進

「第６次熊本県環境基本計画（令和 3～7 年度）」は「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」「地域気候変動適応計画」としても位置づけられており、特に重点的な取組が必要となる地球温暖化対策について緩和策と適応策の両輪で取り組む必要性が整理されています。

③ 生態系の再生・保全の推進

「生物多様性くまもと戦略（2030）」（令和 5（2023）年 3 月）では、2050 年ビジョン（長期目標）として「生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、熊本県の生物多様性の状態を更に豊かなものにするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する」とし、2030 ミッション（短期目標）として 7 つの目標が掲げられています。

また、具体的な取組として、「多様で健全な生態系の保全」「生物多様性の恵みの持続可能な利用」「生物多様性を守り生かす社会づくり」の 3 つの行動計画が示されており、それぞれの行動計画について、進行管理指標が設定されています。

④ 廃棄物の削減及び再資源化・適正処理の推進

令和 3（2021）年 3 月に「熊本県廃棄物処理計画（第 5 期）」を策定し、廃棄物の減量化などの目標を定め、目標達成のための施策などを掲げているほか、「プラスチックごみ対策」や「食品ロス対策」などの新たな課題についても示されています。

2　地域概況

(1) 地勢・交通

【地勢・自然景観】

本市は、熊本県の北西部に位置し、東側は玉東町、西側は荒尾市、長洲町、北側は南関町、和水町、南側は熊本市に隣接しています。南北の距離約 17km、東西は約 14.5km、市域の面積は約 152km^2 で、熊本県の約 2.1%を占めています。有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々など、そこに生息する多様な生態系などの豊かな自然環境に恵まれています。

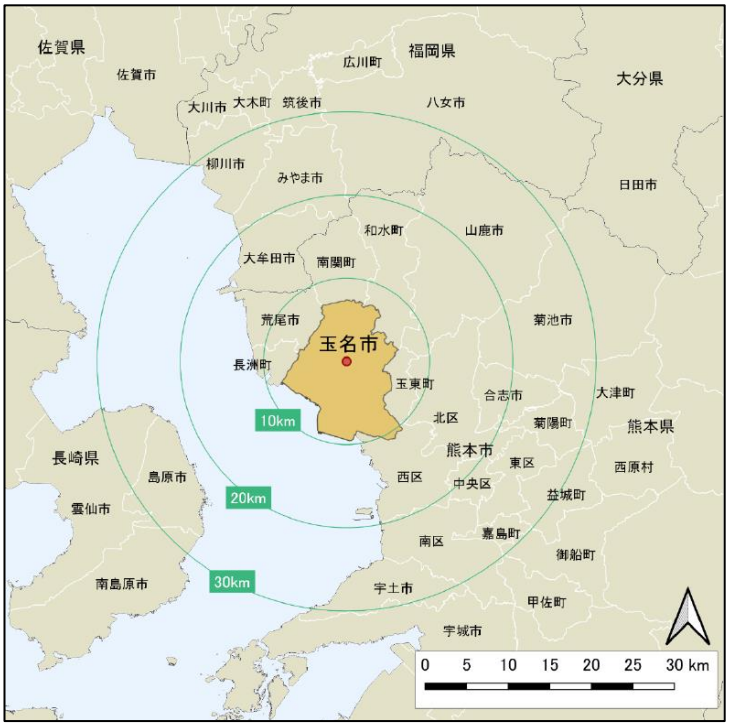

出典： 玉名市住生活基本計画(住宅マスタープラン)

図 2-5　玉名市の位置

図 2-6　菊池川写真

【水環境・温泉】

本市は、木葉川及び繁根木川等を合わせ有明海に注ぐ熊本県最北端の一級河川である菊池川を有しており、それらの水環境を生かした米やトマトをはじめとする野菜、イチゴやみかんなどの果実類の農産物や、海苔やアサリなどの水産業が盛んとなっています。

本市の北部、小岱山の麓には 1300 余年の歴史と泉質の優秀さを誇る玉名温泉が、市の南部には夏目漱石の代表作「草枕」の舞台として知られる小天温泉があります。

【交通】

本市は熊本都市圏と福岡都市圏の中間に位置し、JR 鹿児島本線や九州縦貫自動車道、有明フェリーなどを近隣に有し、交通の便に恵まれた地域となっています。さらには、平成 23（2011）年に九州新幹線が全線開業し、新玉名駅が整備されています。

九州新幹線の開通により新玉名駅から博多までは 40 分、鹿児島まで 1 時間 20 分、大阪までは 3 時間半で結び、県北地域にとって九州管内はもとより関西圏が日帰りできるエリアとなっています。

出典：第２次玉名市総合計画【後期計画】

図 2-7　玉名市中心部への道路交通網

(2) 気象

本市の気候は、海に面していながらも気温の年較差が大きいという内陸型気候の特徴を持っており、平均気温は 16.8℃となっています。年間降水量は 1,803mm となり、梅雨時期に降雨が集中し、6 月、7 月で年間降水量の約 3 割を占めています。

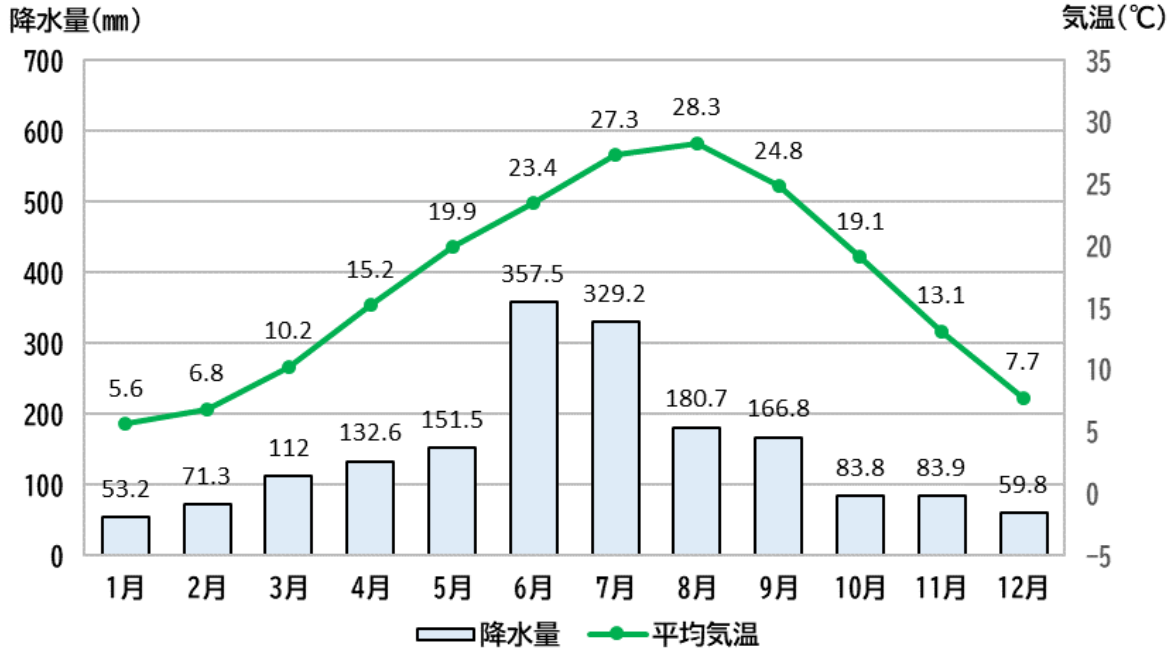

備考：平年値の統計期間は 1991～2020 年の 30 年間
出典：岱明アメダスデータ（気象庁）

図 2-8　気温・降水量の平年値の推移

(3) 人口

本市の人口は、令和 5（2023）年 11 月末現在で 63,550 人、世帯数は 28,558 世帯です。

昭和 30（1955）年の 78,716 人をピークに減少や増加を繰り返し、平成 12（2000）年以降は減少し続け、令和 2（2020）年には、64,292 人となっています。

令和 27（2045）年には 46,675 人と令和 2（2020）年から 25 年間で 27.4%減少する見込みとなっています。

年齢 3 区分別人口割合は、令和 2（2020）年の年少人口（0～14 歳）が 12.4%、生産年齢人口（15～64 歳）が 53.3%、老年人口（65 歳以上）が 34.3%であったものが、令和 27（2045）年には、年少人口が 11.8%、生産年齢人口が 47.7%、老年人口が 40.5%と、今後ますます少子高齢化が進行することが見込まれています。

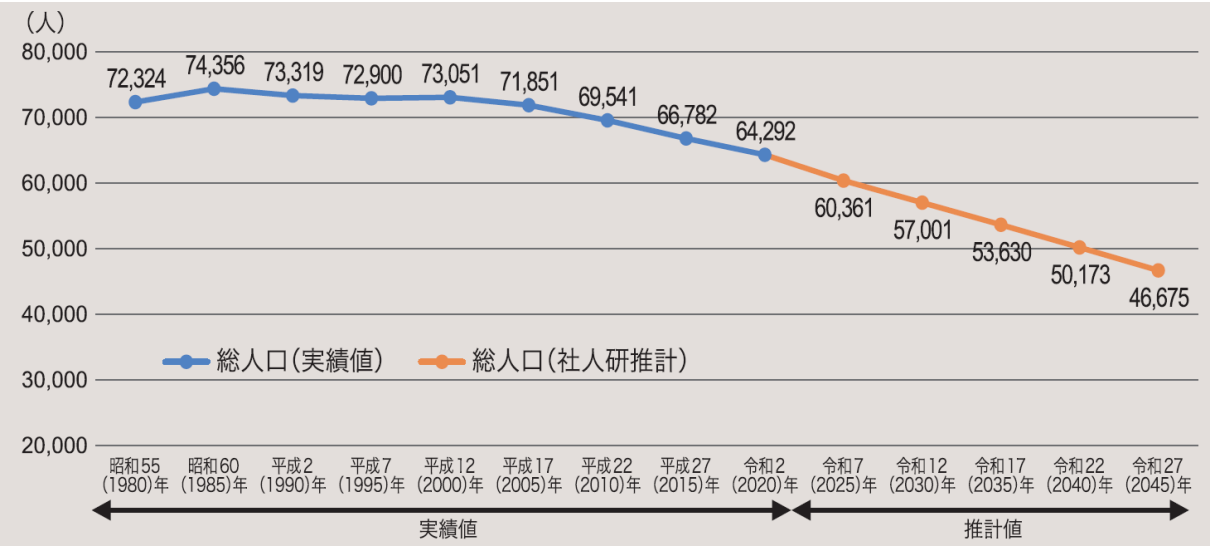

出典：第２次玉名市総合計画【後期計画】

図 2-9　年齢 3 区分別　人口の推移と将来推計

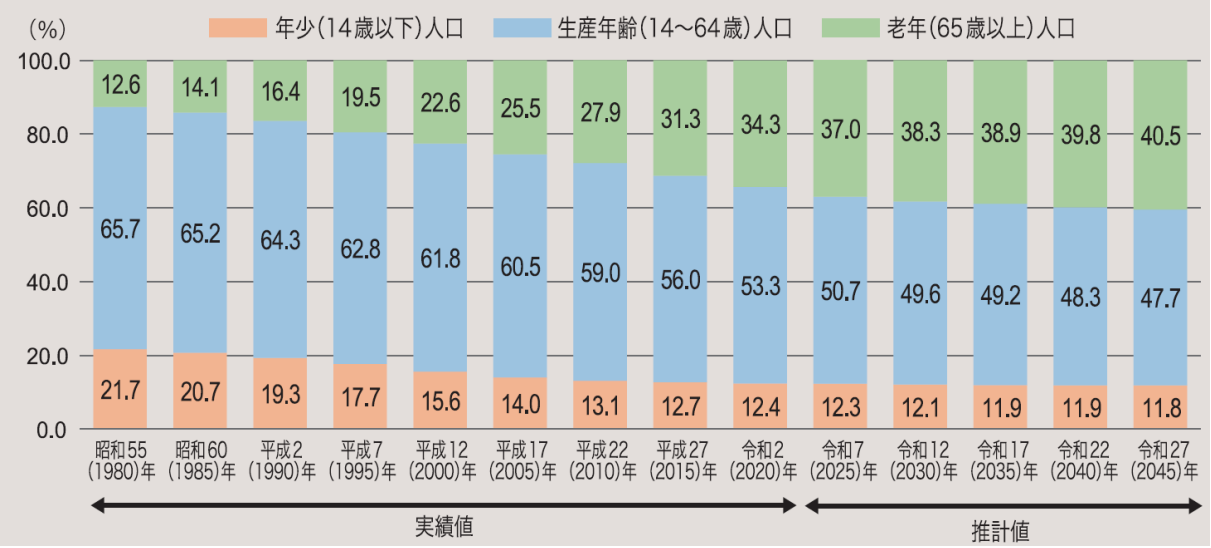

出典：第２次玉名市総合計画【後期計画】

図 2-10　年齢 3 区分別　人口の推移と将来推計

（4）土地利用

本市の地目別土地利用構成比をみると、農地の面積が 71.2km² で比率が 46.7%と全体の約 5 割を占めています。その他の値を見ると、山林の面積が 23.1km² で比率が 15.1%、宅地の面積が 15.4km² で比率が 10.1%、雑種地の面積が 4.2km² で比率が 2.8%、その他の面積が 38.7km² で比率が 25.3%となっています。

本市の土地利用面積において、農地や山林の割合が約 6 割を占めており、自然的土地利用面積の割合が高くなっています。

また、土地利用現況においては、玉名市中心部に住宅用地が集中しており、周辺区域では田や畑などの自然的土地利用が大部分を占めています。

表 2-1　地目別土地利用面積と比率

	面積（km²）	比率（%）
農地	71.2	46.7
山林	23.1	15.1
宅地	15.4	10.1
雑種地	4.2	2.8
その他	38.7	25.3
合計	152.6	100.0

出典： 熊本県統計年鑑のデータを基に作成

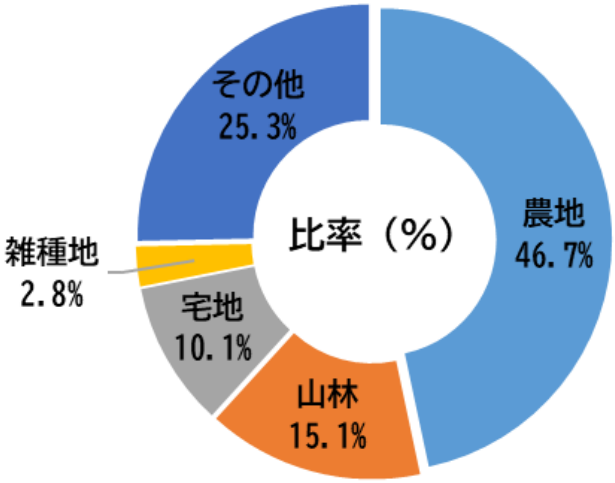

出典： 熊本県統計年鑑のデータを基に作成

図 2-11　地目別土地利用面積の構成比

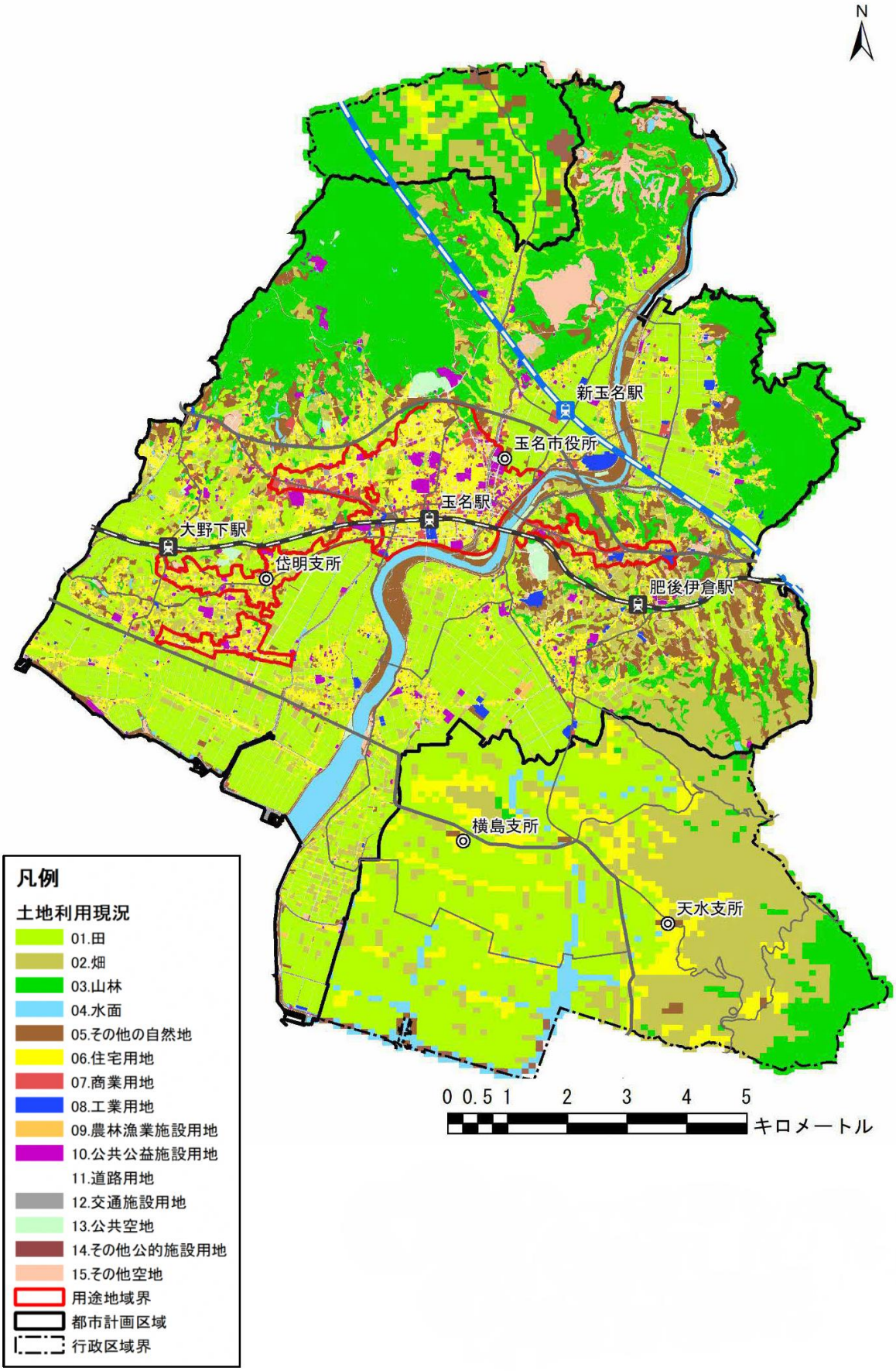

出典：玉名市都市計画マスタープラン

図 2-12　土地利用現況図（平成 28（2016）年度）

(5) 産業

令和 2（2020）年の産業 3 部門別就業者数は、第 1 次産業が 5,230 人（16.8%）、第 2 次産業が 7,746 人（24.9%）、第 3 次産業が 18,021 人（57.9%）と、第 3 次産業が過半数を占めています。

昭和 60（1985）年から令和 2（2020）年の就業者数の経年変化をみると、第 3 次産業の割合が年々増加している一方、第 1 次産業の割合は 29.9%から 16.8%と 13.1 ポイントの大幅な減少がみられます。また、就業者数も 35,840 人から 31,132 人と 4,708 人減少しています。

表 2-2　産業 3 部門別就業者数の構成比

	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		分類不能		合計（人）
	就業者数（人）	構成比（%）	就業者数（人）	構成比（%）	就業者数（人）	構成比（%）	就業者数（人）	構成比（%）	
昭和 60 年	10,714	29.9	10,205	28.5	14,912	41.6	9	0.0	35,840
平成 2 年	8,575	24.4	11,199	31.9	15,361	43.7	13	0.0	35,148
平成 7 年	7,482	21.2	11,017	31.2	16,810	47.6	4	0.0	35,313
平成 12 年	6,847	19.6	10,559	30.2	17,498	50.1	19	0.1	34,923
平成 17 年	6,419	19.1	9,242	27.4	17,919	53.2	112	0.3	33,692
平成 22 年	5,426	17.0	8,310	26.0	17,883	55.9	345	1.1	31,964
平成 27 年	5,170	16.6	7,861	25.2	17,819	57.1	342	1.1	31,192
令和 2 年	5,230	16.8	7,746	24.9	18,021	57.9	135	0.4	31,132
熊本県（R2）	71,768	8.8	169,965	20.7	560,851	68.5	16,675	2.0	819,259

出典：玉名市都市計画マスタープランを基に作成

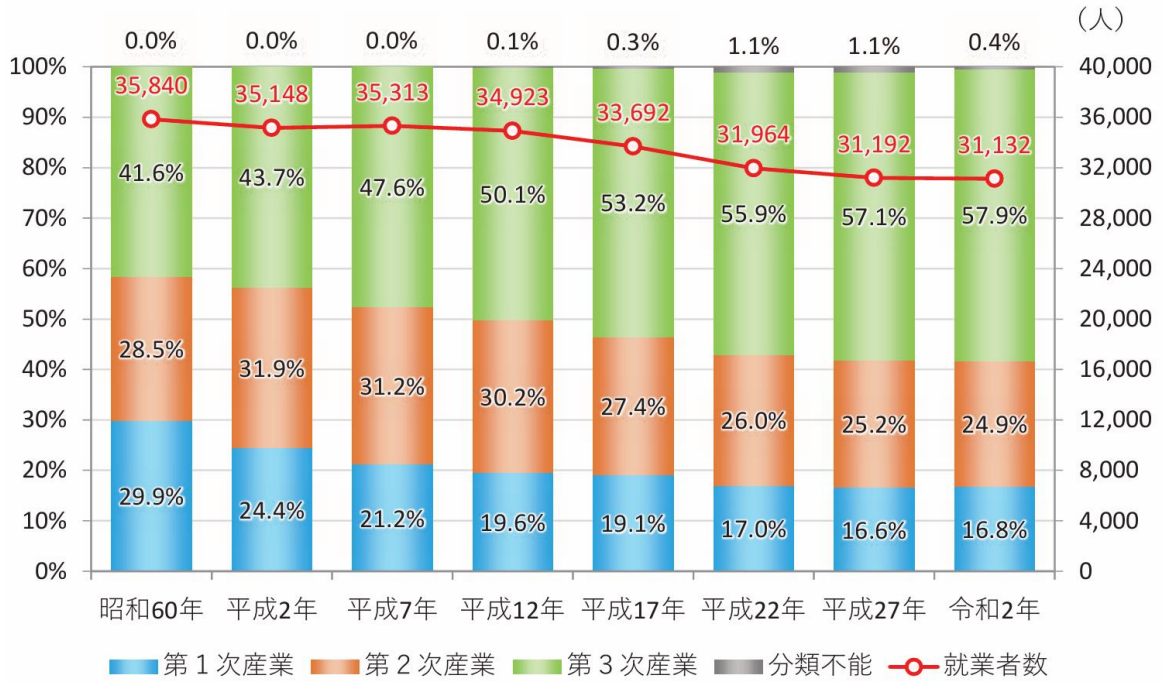

出典：玉名市都市計画マスタープラン

図 2-13　産業 3 部門別就業者数の構成比及び就業者数の推移

（6）資源循環

令和 2（2020）年度の本市のごみの排出量は 17,569t であり、近年横ばい傾向で推移しています。計画収集量は 15,877t（90.4%）、直接搬入量は 1,560t（8.9%）、集団回収量は 132t（0.8%）となっています。

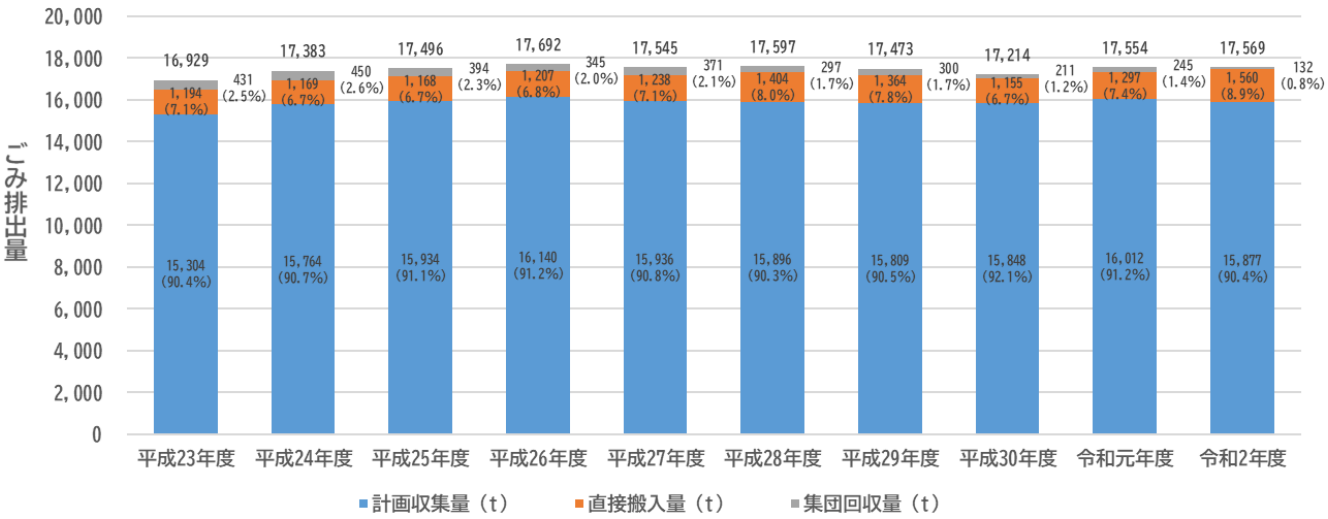

出典：熊本県統計年鑑のデータを基に作成

図 2-14　玉名市ごみ排出量の推移

本市では、ごみの減量化のために、ごみ出しカレンダー、ごみ分け早見表、啓発チラシ等の配布やホームページ等を活用した情報発信によって、市民のごみ分別の意識向上に努めてきました。今後も、ごみ分別、環境美化などの意識啓発、廃棄物のリフューズ：Refuse（ごみになるものを断る）、リデュース：Reduce（ごみを減らす）、リユース：Reuse（繰り返し使う）、リサイクル：Recycle（資源として再利用する）の、いわゆる 4R の適正な処分を推進し、環境負荷の低減に向けた循環型社会の実現を図ります。

また、関係機関との連携やパトロール等の巡回の強化により、不法投棄の発見と発生防止に務めており、今後も、市民意識の啓発を促すとともに、不法投棄を発生させない地域環境づくりを推進する必要があります。

(7) 第２次玉名市環境基本計画策定後の市の動向

① 第２次玉名市総合計画

令和 4（2022）年 3 月に策定した「第２次玉名市総合計画後期計画」では、まちづくりの将来像（都市像）として「人と自然が輝き　やさしさと笑顔にあふれるまち　玉名」を掲げています。また、その将来像（都市像）を達成するためのキーワードとして、「笑顔があふれるまち」「健康と福祉のまち」「良質な暮らしができるまち」を示しています。

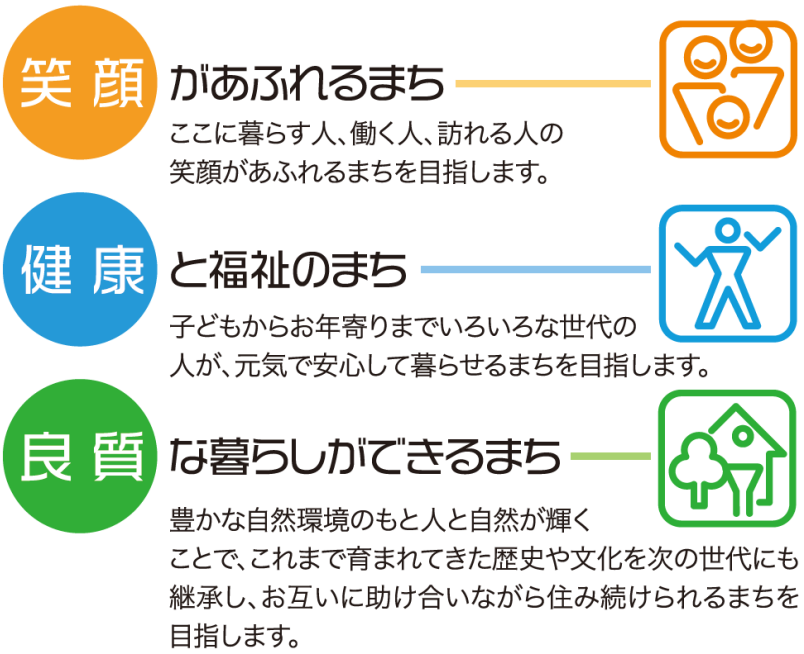

出典：第２次玉名市総合計画【後期計画】

図 2-15　総合計画の将来像（都市像）を達成するためのキーワード

② 一般廃棄物処理基本計画

令和 2（2020）年 3 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定に基づき、ごみの減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るための計画です。

ごみの減量化・資源化に向けた目指すべき姿として、「循環型社会の創造」を掲げ、5 つの基本方針と目標値を設定しています。

③ その他関連計画

〇玉名市地域防災計画／毎年度見直し
〇玉名市水防計画／毎年度見直し
〇玉名市国土強靭化地域計画／令和 2 年 3 月策定
〇第１１次玉名市交通安全計画／令和 4 年 2 月策定
〇玉名市空家等対策計画／令和 4 年 3 月策定
〇第２期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略／令和 2 年 3 月策定
〇玉名市森林整備計画／令和 4 年 3 月変更
〇玉名市立地適正化計画／令和 4 年 3 月策定

3　第２次玉名市環境基本計画の取組成果と課題

（1）環境政策アセスメント評価結果

第２次計画では、「環境政策アセスメント」として、市民参加により環境に係る 62 個の事務事業を評価しています。評価結果は「玉名市環境アセスメント報告書」として公表しています。

表 2-3　環境政策アセスメント評価結果

総合計画（基本計画）		評価指標	事務事業	環境政策アセスメント合計点				評価の方向
主要施策	施策区分			R1	R2	R3	R4	
自然環境の保全	①地下水の保全	①硝酸性窒素が検出しない ②除草剤の使用量△25% ③水質が現在よりも改善	地下水保全事業、旧焼却場等跡地水環境整備事業	11	12	15	15	↑
	②河川環境の保全	①自然に近い川岸が保護される ②生活雑排水の適正処理率アップ ③生き物が豊富	河川環境保全啓発事業、環境調査監視事業、菊池川流域同盟事業、用悪水路整備事業	16	31	33	33	↑
	③沿岸環境の保全	①魚介類の再生 ②ごみがない ③自然に近い海岸が保護される	なし	0	0	0	0	→
	④森林環境の保全	①森林から竹が駆逐される ②広葉樹の増加 ③定期的に間伐が実施される	なし	0	0	0	0	→
	—	—	狂犬病予防事業、環境美化推進事業、防疫事業、 横島墓地公苑管理事業、身寄りのない人の埋葬事業、環境衛生総務費	-9	-1	-	-	↑
環境保全への意識啓発	⑤環境保全意識の向上	①自然環境に関心がある市民の割合が80%以上 ②ISO14001事業所の増加 ③ごみ拾い活動の実施回数増加	ふるさと玉名の環境づくり事業	17	15	9	9	↓
	⑥環境保全活動の支援	①環境保全活動団体数が増加 ②小中学校の環境保全実施件数が増加 ③環境保全型農業の増加	環境美化推進事業	0	2	6	6	↑
	⑦公害の防止	①企業倫理の復活 ②騒音苦情発生率が現状よりも改善 ③大気・水・土壌汚染数値の減少	公害防止対策事業、新幹線環境対策事業	12	19	22	24	↑
	⑧温暖化の防止	①バイオマス発電施設が増加 ②節電取組み件数が増加 ③公共交通機関利用者の拡大	地球温暖化対策事業	0	0	6	6	↑
循環型社会の形成	⑨ごみの分別収集の推進	①資源ごみ種類ごと回収量が増加 ②分別方法の認識向上 ③ごみ減量10%	一般廃棄物適正処理事業	10	16	12	12	→
	⑩循環型社会システムの構築	①生ごみの堆肥化向上 ②住民の意識向上（３Ｒに努める） ③再利用率は70%を超えている	有明広域行政事務組合業務共通経費負担金事業、ごみリサイクル・減量化事業、清掃施設関係負担金事業、し尿処理施設等管理運営事業	13	40	66	69	↑
	⑪不法投棄の監視強化	①地域住民の監視の目が厳しくなる ②住民の意識向上（ポイ捨てしない） ③不法投棄の発生率が現在よりも改善	一般廃棄物適正処理事業	0	0	6	6	↑
総合評価				**70**	**134**	**175**	**180**	↑

出典：玉名市環境政策アセスメント報告書 2019～2022 のデータを基に作成

（2）アンケート調査結果

① 実施概要

「第２次玉名市環境基本計画後期計画」の作成にあたり、市民及び事業者の意見を反映するため、アンケート調査を実施しました。

表 2-4　アンケート調査実施概要

	市民	事業者	小中学生
調査対象	市内に在住する満 16 歳以上の男女 1,500 人	市内に所在する事業者 100 事業所	市立小中学校児童･生徒 1,100 人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出	小学 5 年生 中学 2 年生
実施方法	郵送調査法（郵送配布・郵送回収）		
調査期間	令和 5（2023）年 9 月～10 月		
回収率	39%（590/1,500）	50%（50/100）	88%（972/1,100）

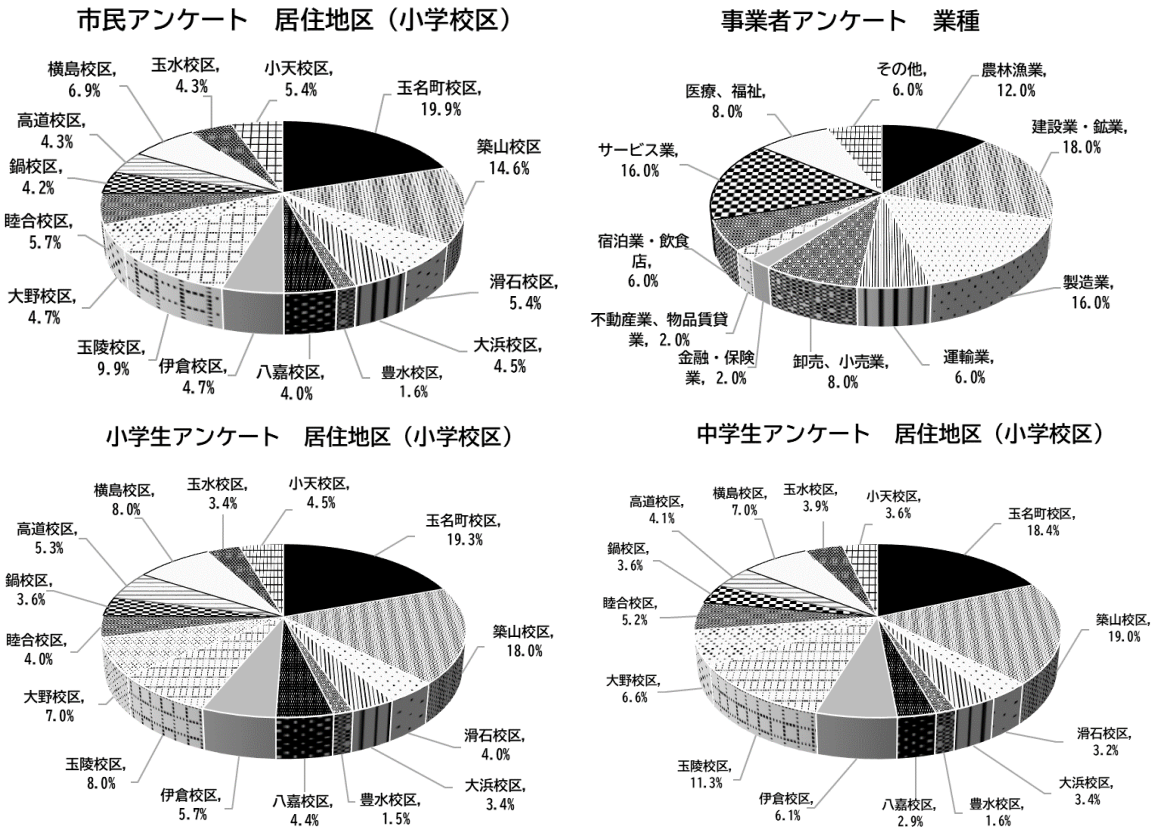

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-16　アンケート対象者内訳

② 市民アンケート結果

1）市民の環境への満足度

市民の環境に関する満足度は、「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」について、『とても満足』『やや満足』と回答した方が 50%を超えており、満足度が高くなっています。

一方、「自然の遊び場」、「公園緑化の整備」、「まちなみの美しさ」、「不法投棄やポイ捨てがない」、「3R（ﾘﾃﾞｭｰｽ・ﾘﾕｰｽ・ﾘｻｲｸﾙ）への取組」、「環境に配慮した農林水産業」、「節電・節水・省エネルギーに関する取組」、「地球温暖化防止に関する取組」、「再生可能エネルギー利用に関する取組」については、『とても満足』『やや満足』と回答した方より、『不満』『やや不満』と回答した方が多くなっており、満足度が低い結果となっています。

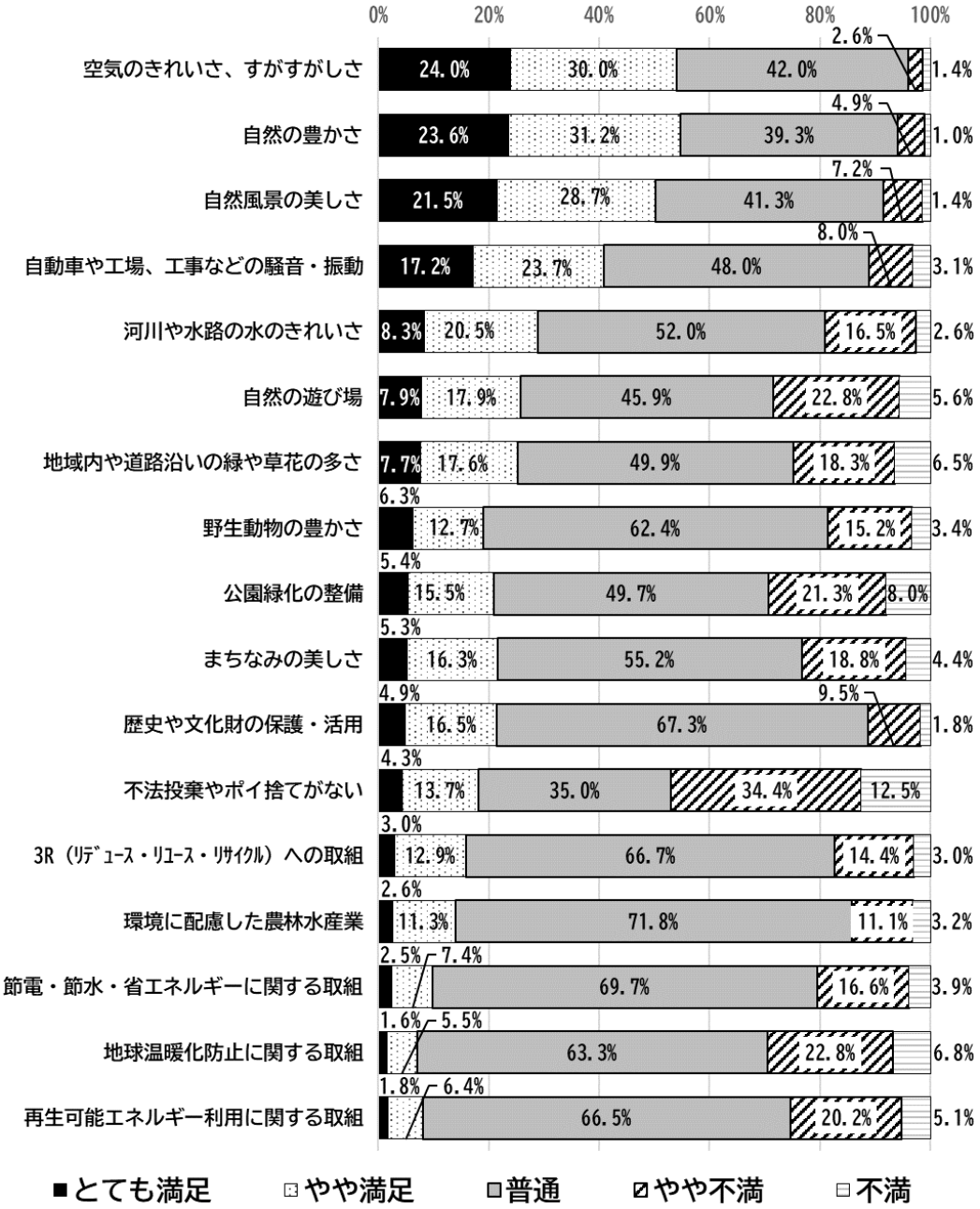

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-17　市民の環境に対する満足度

2）市民が考える環境への重要度

市民の環境に関する重要度は、『とても重要』『やや重要』と回答した方がすべての項目で 50%を超えており、その中でも、「不法投棄やポイ捨てがない」、「河川や水路の水のきれいさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「地球温暖化防止に関する取組」、「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」、「節電・節水・省エネルギーに関する取組」については、重要度が 80%を超えており、重要度が高くなっています。

一方、『あまり重要でない』『重要でない』と回答した方はすべての項目で 10%を超えておらず、「野生動物の豊かさ」の 7.2%が最も高い値となっています。

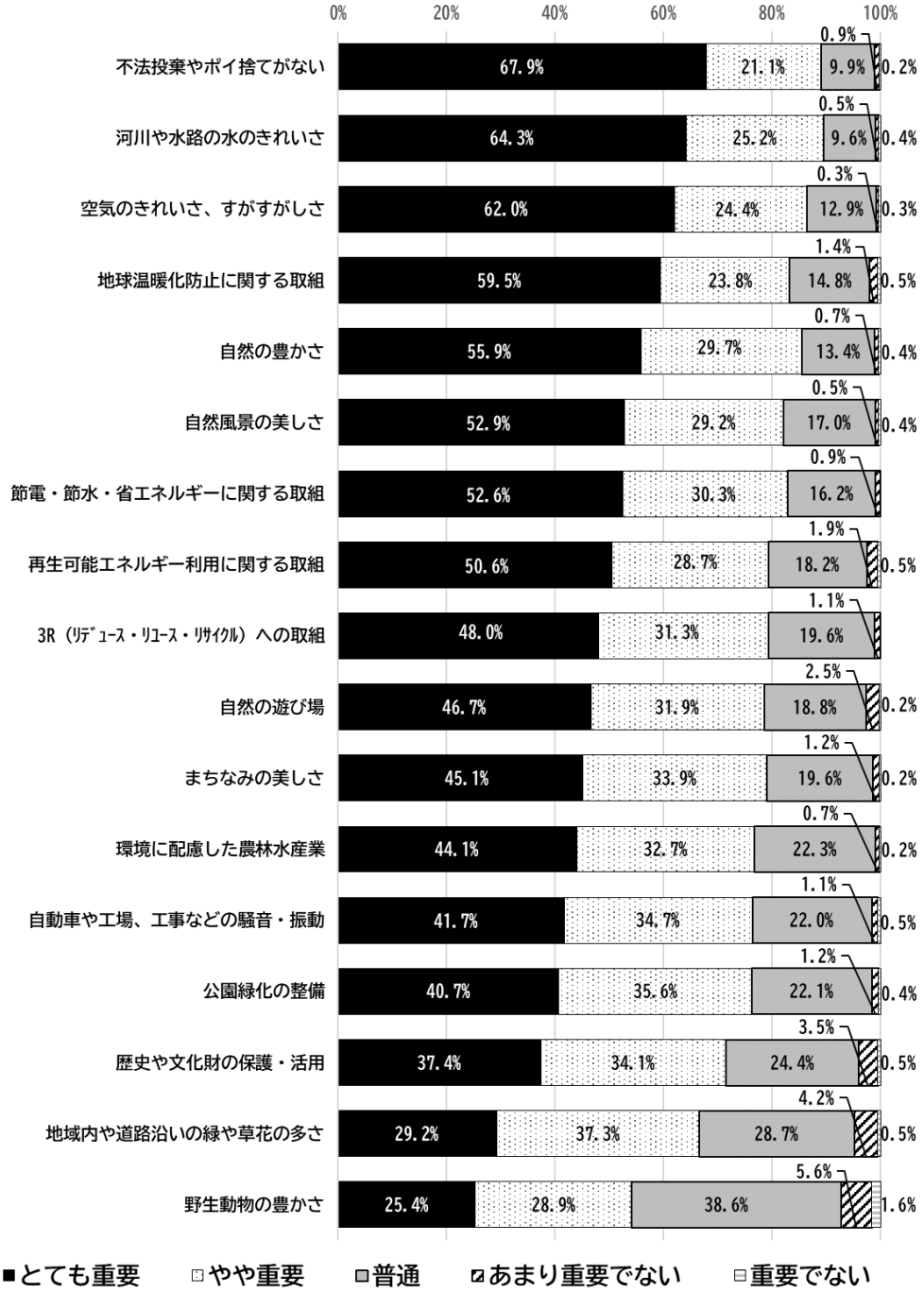

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-18　市民が考える環境への重要度

3）市民が重点的に進めるべきと考える施策

アンケート調査結果の地域の環境の満足度と重要度を評価点に換算し、下図のとおり相関図を作成しました。（満足度と重要度の評価点の算出方法は資料編 P72 参照）

「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自動車や工場、工事などの騒音・振動」、「河川や水路の水のきれいさ」、「自然の豊かさ」、「自然風景の美しさ」、「野生動物の豊かさ」、「地域内や道路沿いの緑や草花の多さ」、「歴史や文化財の保護・活用」については、『満足度』が正の値となっています。一方、「公園緑化の整備」、「地球温暖化防止に関する取組」、「再生可能エネルギー利用に関する取組」、「節電・節水・省エネルギーに関する取組」、「3R（ﾘﾃﾞｭｰｽ・ﾘﾕｰｽ・ﾘｻｲｸﾙ）への取組」、「不法投棄やポイ捨てがない」については、『満足度』が負の値となっています。『重要度』については、いずれの地域の環境も正の値となっています。

地域の環境の中で、最も『満足度』が高いものは「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「自然の豊かさ」、最も『満足度』が低いものは「不法投棄やポイ捨てがない」となっています。また、最も『重要度』が高いものは「不法投棄やポイ捨てがない」、最も『重要度』が低いものは「野生動物の豊かさ」となっています。

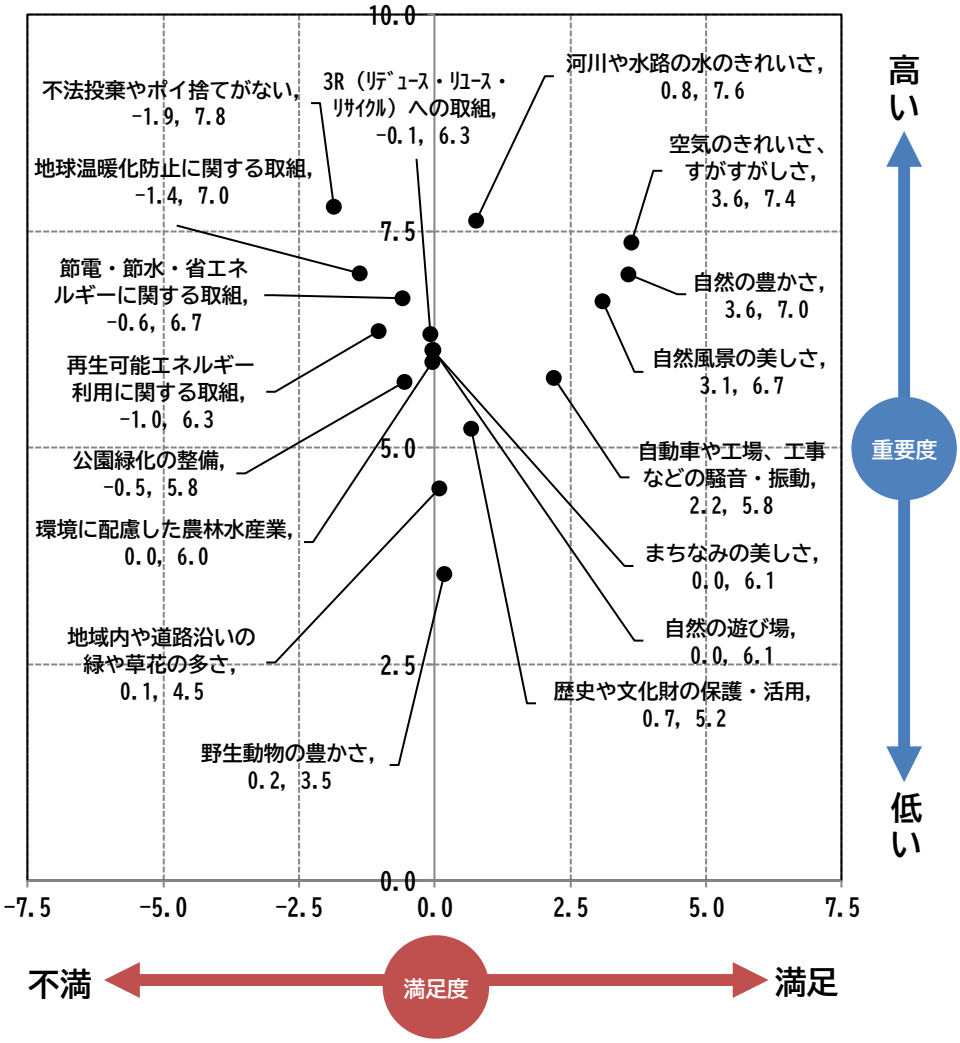

図 2-19　満足度と重要度の相関関係

4）市や地域、団体が行っている事業への市民の認知度

市や地域、団体が行っている事業については、「地域清掃美化作業（区役など）」、「資源ごみのコンテナ回収」について、『よく利用・参加する』『時々利用・参加する』と回答した方が 50%を超えており、認知度が高くなっています。

一方、「リサイクルフェスタ」、「くまもと・みんなの川と海づくりデー」、「菊池川あそび　～川の恵みを感じよう！～」、「廃油石けんづくり」、「旧玉名干拓施設（国指定重要文化財）の清掃美化作業」、「川の中の水生生物調査」、「小学生の川の水環境調査」については、『よく利用・参加する』『よく利用・参加する』と回答した方より、『知らなかったが今後は利用・参加したい』『利用・参加したことがない』と回答した方が多くなっており、認知度が低くなっています。

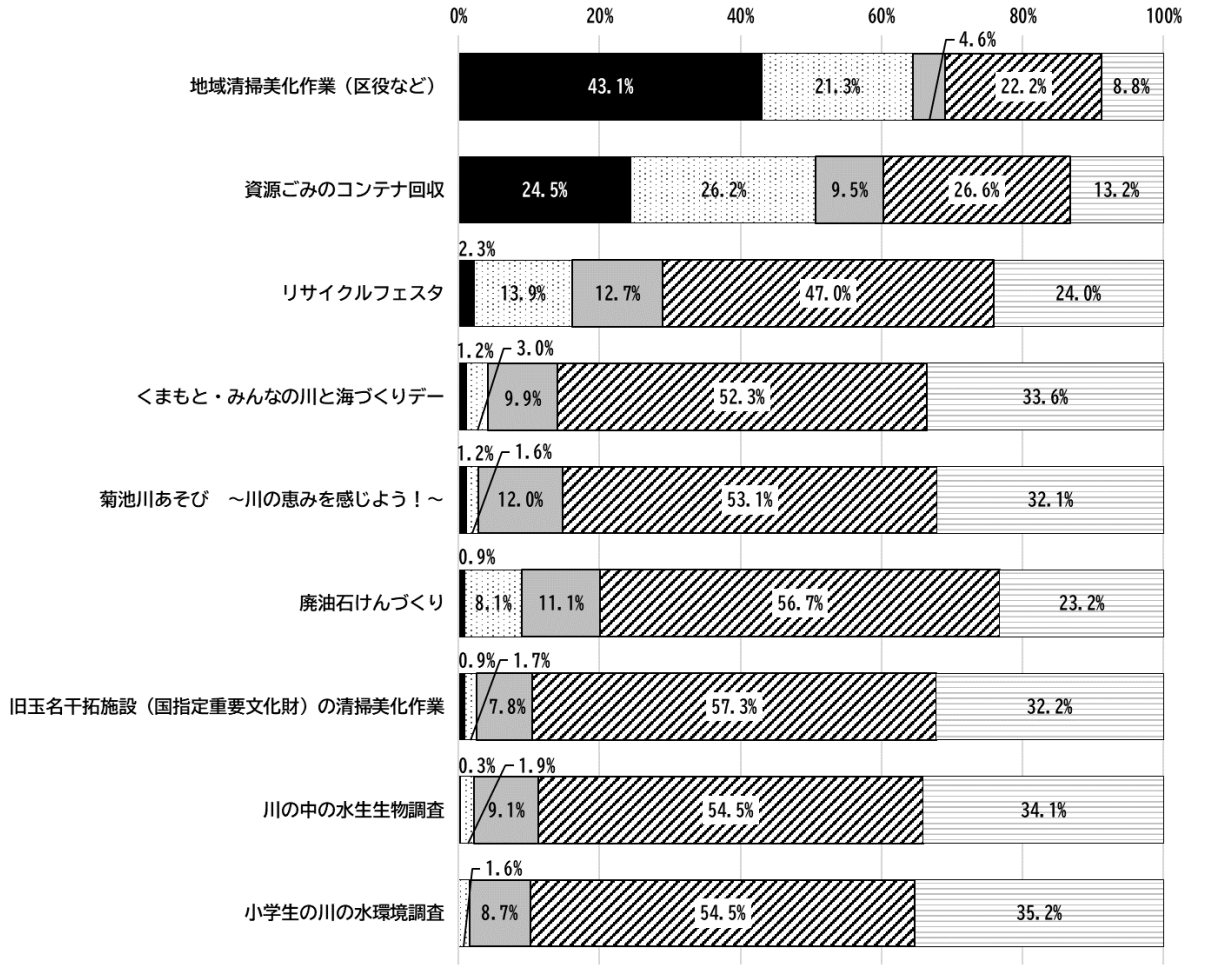

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-20　市民の市や地域、団体が行っている事業への認知度

③ 事業所アンケート結果

1）事業者が行政から提供してほしい情報について

行政から提供してほしい情報については、「国や県、市などの行政の取り組みに関する情報」が最も多く 48.0%、次いで「環境保全のために企業ができる行動に関する情報」が 44.0%、「地域や民間団体の取り組みに関する情報」が 36.0%となっています。

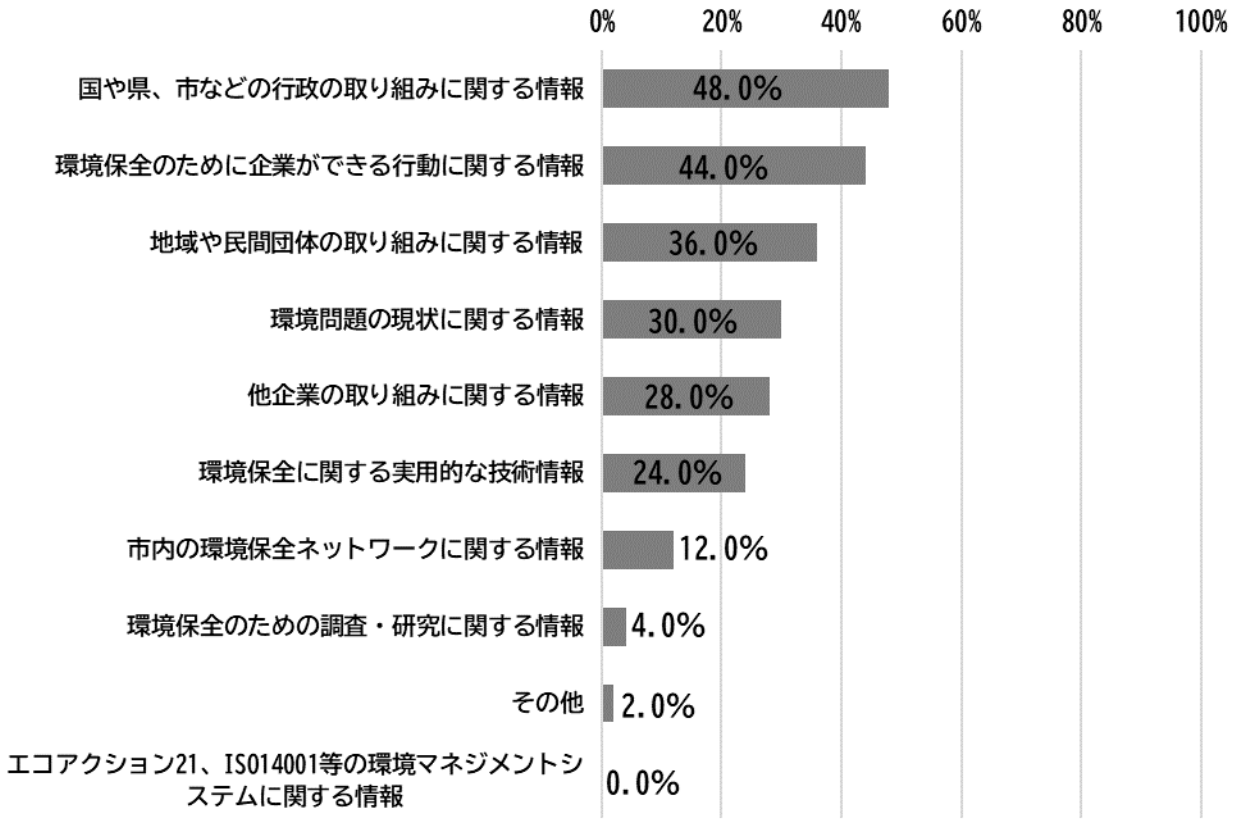

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-21　行政から提供してほしい環境保全に関する情報

④ 小・中学生アンケート結果

1）小学生の環境への満足度

小学生の環境に関する満足度は、「自然の景色の美しさ」、「山や海など自然の豊かさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」、「木や花などの公園の緑」、「まちの静けさ」について、『とても満足』『やや満足』と回答した方が 80%を超えており、満足度が高くなっています。

一方、「不法投棄やポイ捨てがない」については、『とても満足』『やや満足』と回答した方より、『不満』『やや不満』と回答した方が多くなっており、満足度が低い結果となっています。

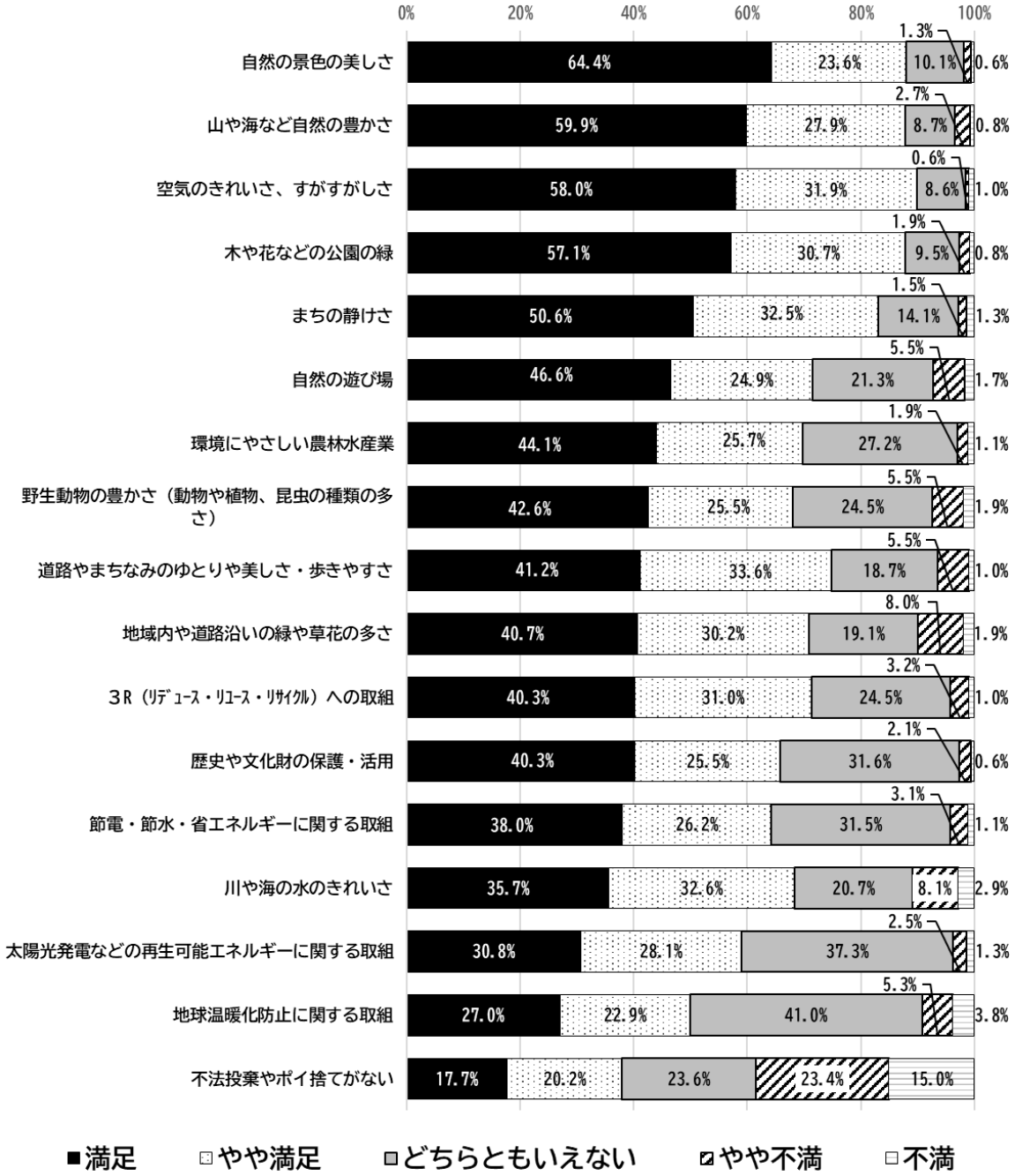

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-22　小学生の環境への満足度

2）中学生の環境への満足度

中学生の環境に関する満足度は、「自然の豊かさ」、「空気のきれいさ、すがすがしさ」について、『とても満足』『やや満足』と回答した方が 80%を超えており、満足度が高くなっています。

一方、「不法投棄やポイ捨てがない」については、『不満』『やや不満』と回答した方が 30%を超えており、満足度が低い結果となっています。

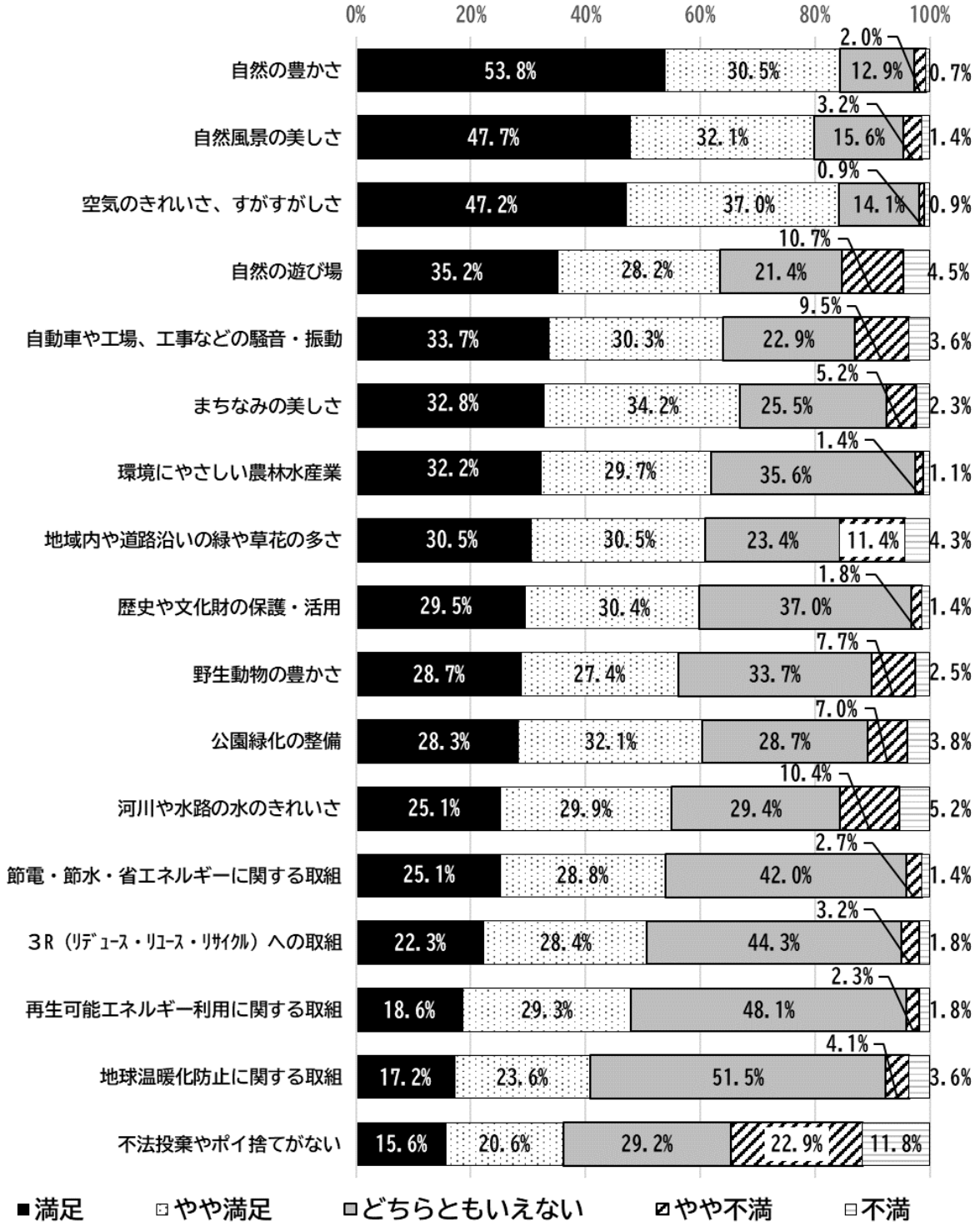

※割合（%）の値は小数点第二位を四捨五入している

図 2-23　中学生の環境への満足度

(3) 計画改定の方向性

① SDGs(持続可能な開発目標)及び国の第五次環境基本計画の考え方の反映

国の「第５次環境基本計画」では、持続可能な社会の構築にあたっては、健全で恵み豊かな環境を基盤とし、その上に経済社会活動が存在していることを念頭に、経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取組が環境への負荷の増大につながらないような形に社会を転換していくことが必要不可欠とされています。

そのため、環境の観点から経済・社会に関連する施策を盛り込むことで、持続可能なまちづくりや地域創生を推進し、人口減少などの本市が抱える課題の解決にも資するものとします。

また、国の「第５次環境基本計画」と同様に、分野の横断的な取組による将来像を目指し、取組を進めていきます。

② 国の動向を反映した施策の実施

国の「地球温暖化対策計画」や「2050 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた緩和策を進めていくとともに、気候変動による影響を回避・軽減するために、地域特性を踏まえた適応策を進めていきます。

また、再生可能エネルギーの重要性はさらに高まっていることから、本市においても再生可能エネルギーの普及を推進します。

③ 新たな法令に対応した施策の実施

「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応していくために、食品ロスに関する取組の実施やプラスチックの資源循環に関する取組を推進します。

④ 県の動向を反映した施策の実施

熊本県が策定した「第４次熊本県環境基本指針（令和 3～12 年度)」が示す、「ゼロカーボン社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「安全・快適な生活環境」、「様々なリスクに備えた社会」を実現し、熊本の豊かな自然環境や生活環境、地域環境を持続可能なものとして将来に継承するため、市が主体となり住民参加型の施策を積極的に推進するなど、地域住民、団体、事業者の様々な環境保全活動を推進します。

また、「第６次熊本県環境基本計画（令和 3～7 年度)」に示されている施策の方向性や数値目標と同様に、地球温暖化対策や資源循環の推進など、環境保全に対する取組を進めていきます。

⑤ 関連計画との整合を図り、取組の実効性を確保

本計画は、「玉名市総合計画」に示す本市の将来像を環境面から実現していく計画であるため、「第２次玉名市総合計画」との整合を図ります。

また、「玉名市都市計画マスタープラン」や「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編)」など関連計画についても、施策や目標の整合を図ります。

（4）環境分野ごとの課題

① 生活環境

・本市の魅力の向上のために、生活道路、公園・緑地や文化財等の整備・活用、防犯対策、空家対策による住みやすく美しい都市・自然景観の形成に向けた取組や支援を推進する必要があります。

・安全で安心な水の供給や公共用水域の水質保全のために、水道施設の随時更新、人材育成、管理運営の見直しなどによる経営の効率化や、下水道施設等の整備による機能の継続を行い、快適な市民生活の向上を図る必要があります。

② 地球環境

・温室効果ガスの排出量の削減など地球温暖化防止のためには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーへの取組の強化を図り、市民や事業者に取組に関する情報発信を行政が行い意識啓発を推進するなど、市民、事業者、行政が一体となって推進していく必要があります。

・近年の気候変動により引き起こされる河川の氾濫、市内の浸水等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、防災対策への対応の強化や設備の整備を行う必要があります。

③ 自然環境

・森林が保有する生態系の維持、災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、保養・休養の場の提供などの多面的機能を持続的に活用するため、森林環境の保全を進める必要があります。

・自然環境と関連している崖崩れ、土石流、地滑りなどの山地災害を防止するため、県との連携による治山・砂防施設の整備、さらに玉名市森林整備計画に基づく適正な経営管理・整備を進める必要があります。

④ 資源循環

・ごみ出しカレンダーやごみ分け早見表、啓発チラシの配布、生ごみ処理機等の購入費の補助等を実施していますが、ごみの総排出量は減少していないため、引き続きごみの減量化を推進していく必要があります。

・循環型社会システムの構築を図るための廃棄物の 4R の取組や情報発信による意識啓発を行い、ごみの適正処理を推進する必要があります。

・パトロール等の巡回や関連機関との連携によって不法投棄対策に取り組んでいますが、市民の満足度は低下しているため、引き続き不法投棄監視の強化に取り組んでいくとともに、環境美化に関する条例等の周知により市民の環境美化活動の意識向上を推進する必要があります。

⑤ 環境保全活動

・環境保全のために、現在行われている調査や事業、清掃活動等の活動を市が支援する必要があります。

・広報紙やホームページ等を活用し、市の活動やイベント等の情報発信に努め、市民や事業者の参加の推進により環境保全活動等の意識向上を推進する必要があります。

・市民や事業者にとって魅力的なイベントの実施や環境情報の充実に努めるとともに、周知のための情報発信を強化することで、本市の活動やイベントへの参加者拡大を図る必要があります。